

公 示 第 1 5 3 号
令和 6 年 1 2 月 2 0 日

令和 7、8、9 年度通信電子機器等（輸入品・役務）の契約希望者募集要領

令和 7、8、9 年度通信電子機器等（輸入品・役務）の契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 3 補給処調達部長
林 千里

記

1 調達品等の概要

別表のとおり。

2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」（売買契約の場合）又は「役務の提供」（役務請負契約の場合）の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 第 3 補給処が定めた輸入品の売買一般契約条項又は役務請負一般契約条項及び輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項その他第 3 補給処が定めた入札及び契約心得に定める輸入契約に係る各種条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。
- (4) 相手国の輸出許可（売買契約の場合）又は日本国及び相手国の輸出許可（役務請負契約の場合）の手続きがとれる者であること。
- (5) 輸入品の場合は、装備品等（輸入）共通仕様書（C&LPS-Y00003）に定めるファクトリニュー製品を納入することができる者であること（当該品目に係る輸入販売代理権を有する者であることを証明できること。）。また、役務の場合は、当該役務に係る輸入販売代理権を有する者であることを証明できるこ

と。

- (6) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) (6)により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、且つ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるととも、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を当てることができる者であること（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）。
- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

3 応募方法

- (1) 応募する者は、入札及び契約心得を承諾の上、別紙様式第1に定める「契約希望申請書」（以下、「申請書」という。）及び次の項目を証明する具体的資料（以下、「審査資料」という。）を提出しなければならない。
 - ア 第2項(2)に掲げる競争参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
 - イ 第2項(5)に掲げる資格を証明することができる資料
- (2) 「申請書及び審査資料」（以下、「提出資料」という。）は提出期限までに提出先に1部を持参又は郵送するものとする。
- (3) 提出期限 令和7年1月20日（月）
ただし、提出期限後も随時受付を行うが、指名候補者名簿に登載したときから有効となるため、希望する品目の調達に間に合わないことがある。
- (4) 提出時間 土、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時15分から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (5) 提出先
〒350-1394
埼玉県狭山市稻荷山2-3
航空自衛隊第3補給処調達部輸入課契約班 04-2953-6131（内線3371）

4 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧方法

- (1) 閲覧時間

第3項(4)に同じ。

(2) 閲覧場所

埼玉県狭山市稲荷山2-3

航空自衛隊第3補給処整備部整備技術課技術班 04-2953-6131 (内線3290)

(3) 閲覧方法

指定場所による閲覧

5 提出資料の審査等

- (1) 提出資料の提出者は、第3補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 提出資料のうち、外国語で記載されている事項については、適正な日本語の訳文を添付しなければならない。
- (3) 提出資料により、契約の円滑な履行能力について審査する。

6 審査結果の通知等

審査の結果、契約の円滑な履行能力があるとされた者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を指名候補者名簿登載通知書（以下「登載通知」という。）により通知する。その他の者については、非登載通知を行う。

なお、登載通知後においても、提出資料の内容に虚偽の記載等が認められた場合、登載通知を取り消す。

7 指名候補者名簿に登載されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名候補者名簿に登載されなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して登載されなかった理由（以下、「非登載理由等」という。）について、非登載通知を受け取ってから5日（休日を含まない。）以内に書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出時間 第3項(4)に同じ。

イ 提出先 第3項(5)に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、非登載理由等について説明を求められたときは、書面を受け取った翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 疑義の申立て

- (1) 第7項(2)の説明に疑義のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（休日は含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して疑義の申立てを行うことができる。
 - ア 提出時間 第3項(4)に同じ。
 - イ 提出先 第3項(5)に同じ。
 - ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の申立てをされたときには、書面を受け取った翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 提出資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の登載通知をしない。また、第3補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 第5項(1)に反した者は、当該品目の非登載通知を行う。
- (3) 提出資料の作成、提出、説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 提出期限を過ぎてからの提出資料の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料等を求める場合は、この限りではない。
- (6) 提出資料は、原則として返却しない。

10 応募者の義務等

- (1) 品目ごと（併記品目を含む。）に調達要求があり、指名候補者名簿の登載者が複数（別途の公示により募集した登載者を含む。）の場合には競争契約（見積合わせを含む。）への参加、一者の場合には随意契約の手続きに応じるものとする。

注：併記品目とは、調達要求書に複数の「製造会社」「部品番号」「品質区分」等の記載があるものをいう。
- (2) 指名競争の通知を受けた場合には、入札及び契約心得を承諾の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 指名候補者名簿の登載者は、第3補給処から見積資料（クォーテーション。以下同じ。）の提出依頼があった場合には、応じなければならない。見積資料については、次のとおりとする。

外国製造業者発行の見積資料とする。ただし、外国製造業者発行の見積資料が存在しない（入手できないを含む。以下同じ。）場合は、別紙様式第2に定める「外国製造業者発行の見積資料が存在しないことの理由書」及び契約希望者による見積資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料（以下「代替資料」

という。)をもって代えるものとする。

なお、見積資料には、金額、出荷時期又は製造期間、見積有効期限、品質区分、必要ある場合には最小購買数量等その他の参考事項を記載すること。

- (4) 見積資料の提出については、正当な理由がある場合（同理由を証明する具体的な資料等を添付）に限り、辞退することができるものとする。
- (5) 応募者は、官が交付した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (6) 前各号の義務に違反した応募者は、第3補給処における応募を一定期間制限することがある。
- (7) 契約を希望しなくなった場合には、速やかに、指名候補者名簿からの抹消の請求を行うものとする。
- (8) 指名候補者名簿の登載者は、令和8、9年度も引き続き契約を希望する場合は、それぞれの年度の開始前までに、第3項(2)、(4)及び(5)により申し出なければならない。その場合の申請書は、別紙様式第3に定める「契約希望申請書（指名候補者名簿登載済）」とし、第2項(5)に掲げる資格を証明することができる資料を添付するものとする。

なお、期限までに指名候補者名簿登載者からの申請書の提出がない場合は、当該指名候補者を当該品目の指名候補者名簿から削除することがある。

- (9) 原則、指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

11 調達予定品目

- (1) 別表の調達予定品目については、当該年度の調達予定、過去の実績等により記載しているため、必ず調達があることを保障するものではない。また、品目の追加又は削除等を行うことがある。
- (2) 別表に掲げる内容（部品番号、製造会社コード、品質区分等）を変更する条件により応募できる場合については、申請書に受注条件を記載すると共にその受注条件の内容を明記した審査資料により提出することができるものとする。
- (3) 別表の調達予定品目の具体的な納期・数量等については、第9項(1)の調達要求書に示すものとする。

12 公募に関する問い合わせ先

- (1) 公募全般に関すること

埼玉県狭山市稻荷山2-3

航空自衛隊第3補給処調達部輸入課契約班 04-2953-6131（内線3371）

(2) 調達予定品目に関すること

埼玉県狭山市稲荷山 2－3

航空自衛隊第 3 補給処資材計画部資材計画課統制班 04-2953-6131 (内線3246)